

平成 2 0 年 7 月 1 7 日開会

平成 2 0 年 7 月 1 7 日閉会

# 平成 2 0 年 7 月 第 1 回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

# 平成 20 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

---

小豆島町告示第 40 号

平成 20 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 20 年 7 月 9 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 20 年 7 月 17 日 ( 木 )
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事件 ( 1 ) 専決処分の報告について  
( 町の債権の支払請求訴訟に係る和解について )  
( 2 ) 専決処分の報告について  
( 町の債権の支払請求訴訟に係る和解について )  
( 3 ) 小豆島産業会館の指定管理者の指定について  
( 4 ) 植松ポンプ場機械整備更新工事に係る工事請負契約  
について

---

開 会 平成 20 年 7 月 17 日 ( 木曜日 ) 午後 1 時 30 分

閉 会 平成 20 年 7 月 17 日 ( 木曜日 ) 午後 1 時 55 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	7月17日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭	×		
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
オ リ ー プ 課 長	(兼)松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成20年第1回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成20年7月17日(木)午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第10号. 専決処分の報告について  
(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について) (町長提出)
- 第4 報告第11号. 専決処分の報告について  
(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について) (町長提出)
- 第5 議案第46号. 小豆島産業会館の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第6 議案第47号. 植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約について  
(町長提出)

開会 午後1時30分

議長（中村勝利君）こんにちは。

本日は何かとご多忙のところ、ご参集くださいます、ありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る7月10日開催しました議会運営委員会において、お手元に配布のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君）本日、小豆島町議会7月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さまには、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。夏本番を迎え、暑い日が続いております。オリーブ百年祭もこの夏から収穫の秋に向けて、多彩なイベントを予定いたしております。多くの方が、小豆島を訪れてくれることを心から願っておるところでございます。

地域活性化の新しい形、観光の新しい形を模索し、産業を振興させることにより、小豆島という生活の場が町民、島民にとって、他に誇れる地域となるように取り組みが必要であるかと思っております。

本臨時会では緊急に議会の議決をいただかなければならない工事請負契約案件が発生いたしましたので、ご審議をお願いすることとなっております。また、そのほかに指定管理者の指定と報告案件2件をお願いすることといたしております。

議案の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてごあいさついたします。

議長（中村勝利君）本日の欠席届出議員は、12番新茶議員1名です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午後1時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配布のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村勝利君） 日程第1・会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、13番藤井源詞議員、14番村上久美議員を指名します。

で、よろしくをお願いします。

~~~~~

目程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、目程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）異議なしと認めます。よって今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

日程第4 報告第11号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

議長（中村勝利君） 次、日程第3、報告第10号、日程第4、報告第11号専決処分の報告については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君）報告第10号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払請求に係る訴えの提起により訴訟となった事案について、土庄簡易裁判所において和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告第11号も同様の内容ですので担当課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） あわせて、内容説明を求めます。収納対策室長。

収納対策室長（森下安博君）専決処分についてご報告させていただきます。報告第10号につきましては本年3月議会におきまして、また報告第11号につきましては6月議会におきまして専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権の支払請求でございます。

訴訟移行後、土庄簡易裁判所における口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法

等に関し、裁判官の訴訟指揮のもと、和解が成立したものでございます。

報告第10号の■■■■氏につきましては、住宅使用料、水道使用料及びし尿処理手数料を多年度間にわたって滞納していたものであり、土庄簡易裁判所で3回の口頭弁論が行なわれました結果・滞納する使用料、手数料を和解条項のとおり今後分割で支払うことで和解しております。

報告第11号の■■■■氏につきましては、住宅使用料、水道使用料を多年度間にわたって滞納していたものであり、同じく土庄簡易裁判所で2回の口頭弁論が行なわれた結果滞納する使用料を和解条項のとおり今後分割で支払うことで同じく和解しておるところでございます。

なお、両者ともに和解条項中、原告はその余の請求を放棄するとありますが、その余とは分割金の遅延損害金等のことでございます。和解条項において、2回分割金の支払を怠った場合は、期限の利益を失い、一括して支払うこととされており、支払がない場合は■■■■氏の和解条項の(3)にかかわらず、強制執行も可能であることから、また、裁判官の判断もありそうしたものでございます。

2件の訴訟に係る和解につきましては、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行なったものでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（中村勝利君）以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 議案第46号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について

議長（中村勝利君）次、日程第5、議案第46号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君）議案第46号小豆島産業会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2の規定により、公の施設である小豆島産業会館の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

同施設につきましては、本町の有力な地場産業である食品製造業の雇用管理の近代化を図るために、昭和58年に雇用促進事業団が整備を行なったものであり・国の政策により整備した施設を、地方公共団体や管理運営を委託していた公共的な団体への移管が進められ、現在は本町の施設となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

総務課長（竹内章介君）議案第46号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。町長からただ今説明いたしましたように、公の施設であります小豆島産業会館の指定管理者の指定につきまして、引き続き財団法人小豆島産業科学研究所を指定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。小豆警察署、産業技術センター、発酵食品研究所に隣接をいたしておりますこの施設につきましては、財団法人小豆島産業科学研究所の所有地に昭和58年8月、食品製造業の雇用管理の近代化を図るため、勤労者に対する共同福祉施設として雇用促進事業団が整備をしたものでございます。

平成12年2月に所有権が雇用能力開発機構に移転された後、町長申し上げましたように平成15年3月末に内海町へ譲渡をされた経緯がございます。内海町が譲り受けた後も従来どおり小豆島調理食品工業協同組合などが利用してきた施設であります。

指定管理につきましては、平成18年2月の内海町議会第1回定例会で、財団法人小豆島産業科学研究所への指定管理を議決をして、小豆島町に承継されたものでございます。当初の指定期間を平成20年3月末日といたしました点につきましては、内海町が雇用能力開発機構から譲り受けた後、5年間は公共施設としての利用義務が生じるということから、平成19年度末までは公共施設として位置づけ、5年の義務履行期間終了後に本来の利用者であります財団法人小豆島産業科学研究所に所有権を移転する方針であったためでございます。

この方針に沿いまして相手方と協議をしておりましたが、公益法人制度改革によりまして、この財団法人小豆島産業科学研究所が、公益法人から一般財団法人への移行を予定しておりますこと、あわせて組織の改変を行なうことも検討されていることなどから、直ちに移転ということができませんので、移管を先延ばしする必要があるというふうに判断をいたしまして、改めて平成20年度から22年度の期間で指定をすることを、今議会に提案をさせていただいたものです。協議が遅れまして、4月からの指定でありながら今議会まで提案が遅れましたことにつきましてお詫びを申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第47号 植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君）次、日程第6、議案第47号植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君）議案第47号植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安全、安心の確保は生活の基盤であり、誰もが安らぎを感じ、不安なく暮らすことが求められております。その一環といたしまして、安田地区低地帯の浸水対策が必要でございます。そのための機械設備更新工事を実施いたします。

つきましては、同事業の工事請負契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君）建設課長。

建設課長（岡本安司君）議案第47号植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第47号植松ポンプ場機械設備更新工事に係る工事請負契約について、安田地区低地帯の浸水対策の要である植松ポンプ場は、昭和51年の供用開始からすでに30年以上が経過し、施設の老朽化により機能低下が著しく、安全性の確保が困難な状況にあることから、都市下水路再整備事業により再整備をするもので、その機械設備の更新工事に係る工事請負契約を締結しようとするものでございます。

8ページをお開きください。

7月1日に行ないました一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額1

億6千54万5千円で香川県高松市上之町3丁目1番4号、四電エンジニアリング株式会社、代表取締役社長藤岡正直が落札いたしました。

工期は本契約の後、町の指定する日から平成22年3月25日までで、次ページの計画図の少し黒く着色してございます19.4haの区域を1分間に209立方メートルの排水を行なう計画となっております。

工事概要は記載のとおりでございますが、本年度はポンプ3台のうち口径450mmのポンプ2台と電動機2基の製作、据えつけとそれに伴う配管、基礎工等を予定しておるところでございます。

入札参加業者につきましては、四電エンジニアリング株式会社と荏原エンジニアリングサービス株式会社高松営業所、扶桑建設工業株式会社高松本店の3社で、税抜き入札金額は、それぞれ四電エンジニアリング株式会社、1億5千290万円、荏原エンジニアリングサービス株式会社高松営業所、2億1千800万円、扶桑建設工業株式会社高松本店、1億8千900万円でございます。なお、契約しようとする金額の予定価格に対する率は46.51%となっております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

〇議長（中村勝利君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、村上議員。

14番（村上久美君）排水の面積19.4haというふうに先ほど言われました。このポンプの排水能力からして、今までの面積がいくらだったのかということを知りたいと思います。それと今回、主ポンプとして450かける2、900かける1となっておりますが、現況のポンプの状況との比較、能力の問題、これは面積の違いもあるかと思うんですけども、説明をお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君）建設課長。

建設課長（岡本安司君）19.4haが面積でございますが、これは現況と変わりはございません。それから、既設のポンプにつきましては450ミリが2基と1100ミリが1基ついております。今回450ミリ2基と900ミリ1基ということになりましたが、これについてはポンプの能力900ミリが高性能の能力ということで、排水能力につきましては現況と変わりはないということでございます。ただ、提案理由でご説明をいたしましたとおりポンプ自体、非常に、30年以上経過しているということから機能が低下しているということで、今回新たにポンプを据えかえる予定としているものでございます。

議長（中村勝利君）14番、村上議員。

14番（村上久美君）面積は同じということだったんですが、以前に資料をいただい

た中に現況排水面積というのがあって、植松ポンプ場が43.53haというふうになってるんですが、同じというふうに面積言われたんですが、ちょっとそこらへんがわからないんです。

それと能力の問題からいって、現況の植松ポンプ場が1000が1台と450が2台というふうになってると思うんですが、今回は主ポンプそのものが若干900になってるんですね1台。その点での面積との整合性というか、比較をしてどうなんでしょうか。まず面積が同じと言われたんですが、ちょっとそこらへんが資料いただいた現況排水面積とかがかかっているところが理解できないんですが。

議長（中村勝利君）建設課長。

建設課長（岡本安司君）集水面積でございますが、集水面積につきましては議案書8ページの次についている図面をみていただければ、現在今回予定しておるのは19.4haということになっております。ただ、少し私説明がまちがっておりましたが、前回ではそれにプラス17.6ha部分の一部が入って集水面積は32haとなっております。これは何年確率で雨が降る量によって排水をする計画というのが、少し以前のは古い計画でございまして、5年確率ということでございましたので雨の降る量が少ない量で計算をしておったということでございます。それを今回10年確率ということに計算をし直しました。そういうことで、今回は19.4haの部分の排水をするということで、残りの部分、着色をしてない17.6haにつきましては、新たに植松ポンプ場が再整備後に計画をしておるところでございます。

それから、ポンプにつきましては先ほども申し上げましたように、1100ミリのものが今ついでありますが、今回900ミリとなりました。これにつきましては、高性能のポンプということで、今回は設置をするということで、排水能力については今までと変わりはありません。以上です。

議長（中村勝利君）14番、村上議員。

14番（村上久美君）ポンプの設置についてはそう大してかわらないのに、今回は19.4という現況よりも狭い面積の中でこれをやるということ自身、果たして今までの排水が動力的にちゃんと機能がされてたはずなんです。17.6を足すと37haになるんですが、今回は同じポンプそのものはそう大して、1000が900になったということだけであって、だけど今回は19.4が排水の面積ということで能力的にはどうなんでしょう。この設置だったらもっと広い面積で可能であるというふうになるし、逆に言ったらこれほどの排水ポンプの設置が必要ないんじゃないかということにも逆に考えられると

思うんですけども、そこら辺の整合性どうなんでしょうか。

議長（中村勝利君）建設課長。

建設課長（岡本安司君）先ほども申し上げましたように、植松都市下水路、昭和51年し当初計画をしていた時には、雨が降る確率の年数を5年確率ということで、降雨強度が時間40ミリに対して対応ができる計画であったということでございます。ただ隣接してあります片城、馬木のポンプ場につきましては、今そういう基準がかわりまして10年確率で、10年に降る雨の量と、10年に1回雨の降る量というかたちで時間60ミリの雨が降る量に対して排水能力があるという計算をしています。今回のポンプ場につきましては、5年確率から10年確率に計算をし直したということで、時間雨量40ミリに対応できるものを時間雨量65ミリに対応できるようにするということで、結果的に集水面積、対応面積が減ったということになります。

○議長（中村勝利君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村勝利君）討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君）異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

以上、今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成20年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会午後1時55分